

村民のみなさまへ

大潟村役場からのお知らせ

令和8年1月16日

入学・就職・転勤等による引越しで、住所を異動される方は、

「正確な住所の届出」が必要です！

- **住民票の住所の異動届**(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険及び国民年金の資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる**大切な手続**です。
- **マイナンバーカード**には、最新の住所を記載する必要があります。引越し先の市区町村にマイナンバーカードを持参し、必要な手続を行ってください。
- 「**転出届**」は、マイナポータルを通じて**オンライン**で提出できます。

(正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。)

オンラインでの
引越し手続きがオススメ



転出届・転入予約は、マイナポータルで！

マイナンバーカードを所有している人は、マイナポータルからオンラインで転出届および転入予約（来庁予定の連絡）ができます。詳しくは、デジタル庁ホームページをご覧ください。

※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続が必要です。



引越し手続について | 引越し | マイナポータル
https://myna.go.jp/html/moving_oss.html



引越し手続オンラインサービス | デジタル庁
https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service

お問い合わせは

大潟村役場 福祉保健課 TEL.0185-45-2114 FAX. 0185-45-2162